

瑞穂市空家等対策計画(案)のパブリックコメント実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間: 平成31年1月4日(金)から平成31年2月4日(月)

(2) 提出状況: 直接提出1通

2. 意見および市の考え方

提出者No.	意見No.	意見	市の考え方
1	1	27年度に実施した「瑞穂市空家状況調査」もう少し、具体的に説明してほしい。 年度の何時、調査は何人で、水道の開栓状況等を元に調査したとは具体的に何を示しているのか、あきらかにしたい。(開栓状況から、調査したなら、水道の栓は、空家の敷地内にあるので、無断・違法侵入して調べたのか)	平成27年度に実施した空家状況調査は、水道の開栓状況等について、市の上水道課が所有する引込状況データから「休廃止」の家屋を抽出し、平成27年10月～28年2月にかけて、公道上より外観目視にて調査を実施しました。
	2	所有者への意向調査の「調査票」(原本)を開示してほしい。	別紙により調査を実施しています。
	3	空家等の管理データベースについて 1)誰が、データを入力するのか、またはしたのか。	データベースはデータ利用が認められた市職員及び本業務の受注業者により作成しています。
		2)誰が、このデータにアクセス出来るのか。	庁内の関連部署の職員がデータにアクセスし、情報共有を図ることとし、運用については検討中です。
		3)アクセスできる職員の守秘義務は、どうなっているのか。	個人情報等の取り扱いについては、個人情報保護条例等の法令等に従い、適正に管理を行っていきます。
	4	瑞穂市空家対策連絡会議(市役所内)について 1)メンバーの選出方法の詳細	瑞穂市空家等対策連絡会議は、市役所内の空家等対策を進めるうえで連携を図るべき部署の職員により構成しています。
		2)メンバーの個人情報に関する守秘義務を課すこと。違反者は懲戒すること。	個人情報等の取り扱いについては、個人情報保護条例等の法令等に従い、適正に管理を行っていきます。
	5	瑞穂市空家対策協議会について 1)メンバーの選出方法の詳細	瑞穂市空家等対策協議会の委員は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づき、不動産、法務、建築等の専門家及び地域住民、関係行政機関の職員により構成しています。
		2)メンバーの個人情報に関する守秘義務を課すこと。違反者は懲戒すること。	瑞穂市空家等対策協議会での個人情報等の取り扱いについては、法令等に従い、適正に管理を行っていきます。